

議員提出議案第1号

綾瀬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

このことについて、地方自治法第112条及び綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年3月21日提出

綾瀬市議会議長 古市 正 殿

提出者	綾瀬市議会議員	齊 藤 慶 吾
賛成者	同	三 谷 小 鶴
同	同	武 藤 俊 宏
同	同	金 江 大 志
同	同	石 井 麻 理
同	同	内 山 恵 子
同	同	安 藤 多 恵 子

綾瀬市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年綾瀬市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第12項中「以下」を「第46条において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第17条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第18条第3項、第19条第5号ア及び第26条第2項中「この章において」を削る。

第30条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第31条第3項及び第34条第1項中「この章において」を削る。

第37条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第38条第3項及び第41条第1項中「この章において」を削る。

第46条の表第37条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。